

平成19年 第7回

東京都教育委員会定例会会議録

日 時：平成19年4月12日（木）午前10時30分

場 所：教育委員会室

平成19年4月12日

## 東京都教育委員会第7回定例会

### 〈議 題〉

#### 1 議 案

第49号議案 東京都学校経営支援センター設置条例の一部を改正する条例の制定依頼について

第50号議案 学習指導要領の改訂等に関する申入れ書の提出について

#### 2 報 告 事 項

(1) 平成20年度東京都立産業技術高等専門学校専攻科入学者選抜実施要綱について

(2) 平成19年度東京都立高等学校入学者選抜状況について

(3) 平成18年度条件付採用教員の任用について

(4) 平成20年度使用都立高等学校用（都立特別支援学校の高等部を含む。）教科書の採択について

(5) 部活動振興基本計画について

委員 長	木 村 孟
委 員	鳥 海 巖
委 員	米 長 邦 雄
委 員	内 館 牧 子
	(欠席)

委 員	高 坂 節 三
委 員	中 村 正 彦

事務局 (説明員)	教育長 (再掲)	中 村 正 彦
	次 長	松 田 二 郎
	総務部長	志 賀 敏 和
	学務部長	新 井 清 博
	人事部長	松 田 芳 和
	福利厚生部長	橋 本 直 紀
	指導部長	岩 佐 哲 男
	生涯学習部長	三田村 みどり
	人事企画担当部長	直 原 裕
	教育政策担当参事	石 原 清 志
	学校経営指導・都立高校改革推進担当参事	森 口 純
	特別支援教育推進担当参事	荒 屋 文 人
(書 記)	教育政策室政策担当課長	小 菅 政 治

## 開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【委員長】 おはようございます。時間になりましたので、ただいまから平成19年第7回定例会を開催いたします。

本日は内館委員が所用により御欠席との届出をいただいております。

まず傍聴関係でございます。本日は報道関係は読売新聞社外2社、合計3社からの取材の申込みと、個人は3名からの傍聴の申込みがございますが、許可してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは入室していただいでください。

### 会 議 録 署 名 人

【委員長】 本日の会議録の署名人でございますが、米長委員にお願いをしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

### 前々回の会議録

【委員長】 前々回3月8日の第5回定例会の会議録につきましては、前回お配りいたしまして御覧いただいたと存じますので、よろしければ御承認を賜りたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、第5回定例会の会議録については御承認いただいたということにさせていただきます。

前回3月22日の第6回定例会及び3月29日に開かれました臨時会の会議録を机の上にお配りしてございますので、次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認を賜りたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

## 議 案

第49号議案 東京都学校経営支援センター設置条例の一部を改正する条例の  
制定依頼について

【委員長】 それでは、議事に入ります。まず第49号議案、東京都学校経営支援センター設置条例の一部を改正する条例の制定依頼について、説明を学校経営指導・都立高校改革推進担当参事、よろしくお願いいたします。

【学校経営指導・都立高校改革推進担当参事】 学校経営支援センター設置条例の一部を改正する条例の制定依頼でございます。改正理由ですが、中部学校経営支援センターが現在渋谷区笹塚にある東京都就学相談室に移転することに伴い、規定を整備するものでございます。改正内容につきましては、所在地の変更で、第2回都議会定例会に付議し、施行期日が9月となっております。本案決定後に知事に制定を依頼するものです。

理由としましては、現在都庁第1本庁舎の41階に中部学校経営支援センターがございしますが、会議室が共用ということで、人事情報の相談も非常に不都合を生じております。それから、就学相談室は現在京王線笹塚の駅から3分のところにありますが、今後、特別支援教育における区市町村支援等考えますと、講習会や会議が多くなり、会議室が狭いという状況がございました。そこで新宿区赤城元町にあります職員の集会施設「神楽坂エミール」が3月末で廃止になりましたので、ここに就学相談室を移して、その後に中部学校経営支援センターが入るということでございます。

就学相談室につきましては約倍のスペース、1,400平方メートルから2,800平方メートルということになります。中部学校経営支援センターにつきましては、移転後は管轄区域の中心に位置することになり、また、駅から近いということで、学校経営支援センターの学校訪問、それから校長、副校長のセンターへの来所が非常に便利になります。

就学相談室につきましては7月、中部学校経営支援センターにつきましては9月に、

それぞれ必要な改修等を行って移転する予定でございます。土日に引っ越しをすることで、業務に全く支障はございません。5月からこの旨を周知してまいりたいと思います。

説明は以上です。

【委員長】      ありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見ございますか。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、この件につきましては原案のとおり御承認いただいたということにさせていただきます。

#### 第50号議案      学習指導要領の改訂等に関する申入れ書の提出について

【委員長】      引き続きまして第50号議案、学習指導要領の改訂等に関する申入れ書の提出について、説明を指導部長、よろしくお願ひいたします。

【指導部長】      それでは、学習指導要領の改訂等に関する申入れ書の提出について説明をさせていただきます。

まず経緯でございますが、議案資料2の(1)にございますように、昨年12月14日の第21回の教育委員会定例会におきまして、未履修問題に関する全校調査の報告、それから「都立高等学校教育課程問題検討委員会報告書」について報告をさせていただいた際に、都教育委員会といたしまして、学習指導要領改訂等に関する申入れを行うべきとの合意がございました。その後、東京都公立高等学校長協会、それから東京都公立小学校長会及び東京都中学校長会から御意見をいただきまして、その御意見を基にこの申入れ書の案を事務局として作成させていただいたものでございます。

議案資料を1枚めくっていただきますと、内容の案がございますので、これを読ませていただきたいと思います。

学習指導要領の改訂等に関する申入れ書

現在、高等学校には都内中学校卒業者の約97%が進学しており、多様な生徒が在籍している。このため、高校生の学力には大きな幅があり、難易度の高い内容を学習する学校や基礎・基本を重視した学習をする学校など、生徒の実態に即して学習指導を

行っている。

現行の学習指導要領では、課程や学科を問わずすべての高校生が共通に履修すべき必履修教科・科目が定められているが、多様な高校生の状況に対応しきれていない面がある。各学校で生徒の実態に即した教育課程を編成していくためには、必履修科目を厳選し、学校の教育課程編成の裁量の幅を広げていくことが必要である。

また、都内の高等学校に在籍する生徒の約73%が大学・短期大学への進学を希望するなかで、多くの高等学校は、大学入試を意識した教育課程を編成している。このため、大学入試の動向は高等学校の教育に多大な影響を及ぼしており、大学教育の在り方の検討を進め、入試についても改善を図る必要がある。さらに、高等学校のみならず、小学校及び中学校についても、校種間の接続を考慮して学習指導要領の改訂を行うことが必要である。

このため、東京都教育委員会では、東京都公立小学校長会、東京都中学校長会及び東京都公立高等学校長協会からの聴き取り等を行った。

これらを踏まえ、貴職に対し、中央教育審議会において下記の点について審議されるよう、申入れを行う。

1 枚めくっていただきまして、記書きの部分を読ませていただきます。

## 1 学習指導要領の改訂全般について

(1) 全国の学校がそれぞれ特色ある教育課程を一層編成しやすくするという観点から改訂を行うこと。

(2) 発達段階や校種間の接続を考慮し、小学校、中学校、高等学校、大学という学校教育全体を見通して指導内容を検討すること。

(3) 国語力がすべての学習活動の基礎であることから、国語力の育成にかかわる指導は、学校の教育活動全体を通じて行うものであることを総則に明記すること。

(3) につきましては、国語力の育成が児童・生徒の確かな学力、感性、コミュニケーション能力の基盤となるもので、すべての教育活動を通して重視する必要があるということでございます。

## 2 小学校及び中学校学習指導要領の改訂について

(1) 児童・生徒の豊かな人間性や社会性を育成するには、委員会活動や部活動など

児童・生徒の自主的な活動の時間を確保することが必要であるため、週当たりの授業時数が現行の時数を超えないようにすること。

これは、知・徳・体のバランスを保った教育が必要であるという趣旨でございます。現在の週当たりの授業時数に新たに授業を上乗せいたしますと、委員会活動なり部活動といった豊かな人間性や社会性を育成する活動に支障が出てくるということでございます。

(2) 総合的な学習の時間を通じて児童・生徒が身に付ける力を明確にするため、指導する目標や内容を示し、各学校が扱う内容を選択できるようにすること。

現行の学習指導要領では、ねらいについては示されておりますが、目標や内容が示されていないため、各学校の創意工夫に任されておきまして、他の教科に比べて時間数が多い割にすべての学校で成果が上がっているとは言えないような状況がございます。

(3) 中学校においては、各学校で特色ある教育課程を編成できるようにするため、すべての授業時数を上限と下限で示すこと。

これは、中学校の選択教科につきましては、学年が上がるごとに授業時数が多くなりますが、学校の小規模化等によりまして、多様なコースの設定が困難になっているという状況もございます。すべての教育活動で高い教育効果を上げるために、学校の実態に即した教育課程が編成できるようにするという趣旨でございます。

### 3 高等学校学習指導要領の改訂について

(1) 必修科目は、「地理歴史」の「日本史」並びに「保健体育」の「体育」及び「保健」以外は、各教科でそれぞれ1科目とし、科目を指定しないようにすること。

これは、学校の特色、生徒の実態に即して各学校が教育課程を編成できるようにすべきであるということでございます。既に日本史の必修化につきましては、文部科学省に申し入れているところでございます。保健体育につきましては、科目が「体育」、そして「保健」と、これだけしかございませんので、このように示させていただいているところでございます。

(2) 総合的な学習の時間の授業時数については、学校や生徒の実態に応じて35時間から105時間までとするとともに、指導する目標や内容を示し、各学校が扱う内

容を選択できるようにすること。

小・中学校の総合的な学習の時間と同様に、ねらいだけではなくて、目標や内容等も具体的に示していく必要があるということでございます。現行の総合的な学習の時間の時数は105時間から210時間となっているところでございますが、都立学校では「奉仕」を全校で必修化するということがこの4月から始まっているところでございまして、総合的な学習の時間の目標、内容を明示することで、この「奉仕」においても総合的な学習の時間の趣旨に合った活動が進められることと考えております。また、この目標、内容を明示することによりまして、現行より少ない時間で本来の趣旨に合った学習活動を効果的に展開できるものと考えているところでございます。

(3) 学校週5日制により休業日となっている土曜日の扱いについて、学校や生徒の実態に応じて効果的な教育活動を行うために弾力的に扱えるようにすること。

#### 4 大学入試について

(1) 高等学校での学習の到達度を見るという趣旨から、大学入試センター試験の活用を促進するなどして受験可能な科目を増やし、すべての必修修教科・科目の中から生徒が選択できるようにすること。

これは、生徒が必修修科目として履修している科目で受験できるようにすべきであるということでございます。

(2) 入試問題において、高等学校で学習する範囲を逸脱した難問や奇問が出題されることがないようにすること。

これは、現実に高等学校での学習の範囲を超えた難問・奇問が出題されているという状況がございまして、このような文言を入れさせていただいたものでございます。

説明は以上でございます。

**【委員長】** ありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして、何か御意見、御質問ございますか。

**【委員】** 指導部長にお聞きするというよりも、教育庁全体にお聞きしたいことではあるのですが、指導部長にお尋ねします。

まず三つお尋ねしたいことがあるのですが、一つ目に、これは未履修のことが発覚といいますか、全国的に広まったからこういうことが出たものですね。それで、

未履修というのは、文部科学省は平成6年から始まっていたことを知っていたはずで  
す。これはしかし文部科学省がどう答えるかは知りませんが、この未履修の問  
題は平成6年からあって、ずっと隠していたのか、表へ出なかったのか、そういうこ  
とは私はよく分かりませんが、文部科学省はこのことを知っていたんですね。  
しかし、突然あることからこれが発覚して、そして東京都にも飛び火してきて、マス  
コミでも報道されたというときに、私はこの申入れ書を出すタイミングがあったと思  
います。文部科学省の方は、文部科学省が悪いということを知りながら、そうではな  
くて、各都道府県の教育委員会が悪く、現場の校長を弾劾するというか、校長が悪い  
ということを書いてきて、そして教育委員会そのものがお飾りであるとか、資質に問  
題があるとかとあって、文部科学省は常に悪くないということをいつている。それ  
に対して東京都は、いや、文部科学省に問題があるのではないですかと申入れをすると、  
これはいいんです。しかし、東京都内でも未履修の問題が見つかり、マスコミがほか  
の学校にもあるのではないかとということを調査したときに、東京都教育委員会は最終  
的にグレーであり、未履修の学校は1校だけだということに結論付けました。あの時  
点でなぜ文部科学省にこの申入れをしなかったのか。つまり、中身を一生懸命間違い  
のないように丁寧にきちんとやるということは非常に大事ですけれども、時があるは  
ずなんですか。時です。つまり、あの時点でなぜ申入れをしなかったのですか。つま  
り、12月14日の時点で申入れをしたらどうかという教育委員会の中での発言に対して、  
すぐに動く。なぜかという、東京を変えて国を変えるという人がいて、それをスロ  
ーガンに掲げていたんですね。当然教育の世界でもその人は熱心だったのだから、や  
はり教育委員会として東京を変えて、そして国を変えるという意味からも、あの時  
点でなぜこれを出さなかったのか。文言は急に変えなくてもいいんです。未履修の問題  
は、学習指導要領の中に含まれているものと、受験科目あるいはセンター試験とが違  
っている。だからこういうことが全国的に起こったのです。文部科学省はそれを知  
っていたんでしょう。だからこれをすぐに何とかしていただけないかと、正式な文書  
は後日また提出しますと、こういうふうにしるしという事は考えなかったのですか。

【指導部長】 先ほども説明の中でお話しさせていただきましたけれども、この申  
入れ書作成に当たりましては、実際に教育課程を責任を持って編成して実施している

校長先生方から、実情に基づいた御意見をいただき、それを基に案を作成するという  
ことで、高校の校長協会、それから小・中学校の校長会の方に御意見をいただき、  
それをまとめるという作業をしておりましたのでこの時期になってしまったというこ  
とでございます。

【委員】       しかし、遅過ぎるといいますか、なぜ今なのかということをお解せないとい  
いますか、非常に不満であります。それならば中身を今度は真剣に丁寧にといい  
ことは結構ですけれども、先ほどの説明にあったような団体には任意団体と正式な団体  
とがあると思うんですね。つまり、正式なポジションというんですか、あるいはこの  
肩書とか団体名と。先ほど指導部長が聞いたというところは、東京都教育委員会が正  
式に認めた団体ということになると思いますが、それは任意団体ですか。

【指導部長】     校長協会ですから、実際に教育課程を編成している責任のある校長  
先生方のつくっている団体でございますので、そこから御意見をいただいたというこ  
とでございます。任意団体であるかもしれませんが、直接学校の教育にかかわ  
っている都立の学校、それから区市町村立の学校で教育課程を編成し、実施をして御  
苦勞をいただいている校長先生方から御意見をいただいたということでございます。

【委員】       申入れ書の中身ですけれども、ここには未履修という言葉が一つも入っ  
ていないですね。つまり、この問題は未履修という問題についてどうあるべきかとい  
うことから始まったことであって、文部科学省に申入れする前文に未履修という言葉  
が全くなくなっている文書にしている。つまり、これは一般的なことであ  
って、また総花的になっていて、非常に御苦勞されたことは分かりますけれども、未履  
修ということが非常に大事なことであって、それについて文部科学省はどうお考えで  
すか、こういう問題が起きたから東京都はあなたのところへこういう申入れをするの  
ですということをきちんと入れる必要があるのではないですか。ここには未履修とい  
う言葉がない。

【指導部長】     未履修の問題の原因もすべて教育課程全体とのかかわりでとらえて  
いく必要があると考えました。したがって、一部の教科のこの部分ということでは  
なくて、小学校、中学校、高校、更に大学までの一貫した流れの中で、教育課程全  
体としてとらえていく必要があるということで、このような形で大きくとらえて申入

れの案をつくらせていただいたところでございます。

【委員】 大きくとらえることは分かるのですが、文部科学省に申し入れるということは、いうならば学習指導要領を変えてくれという話ですから、東京都教育委員会としてはむしろ越権行為であると思います。学習指導要領は文部科学省が作成することであって、文部科学省が定めたものに、一応それに従う、「従う」という言葉が正しいかどうか分かりませんが、その一都道府県の教育委員会が文部科学省にああしろこうしろというのは、ちょっとやり過ぎではないかと思うのです。ただ、やり過ぎでないことをはっきりさせるのは、未履修という問題があって、東京都教育委員会としても校長を罰せざるを得ない、こういう実態でございますということがまず前文にあって、だからこういうふうに変えていただけませんか、これなら話は分かるのですが、この未履修という言葉がないということは、学習指導要領の改訂に対する申入れ書そのものが越権行為だと思うのです。ですから、どうしても未履修の責任は文部科学省にあるのだということをマスコミにも発表するように、それは文部科学省に責任があるから申入れをしたのですということがマスコミも分かるようにきちんと出さないといけないと思います。

【委員長】 委員の意見は分かりました。ほかの方の御意見はありませんか。

【委員】 私は越権行為ではないと思います。

【委員長】 私もそう思います。

【委員】 常に教育委員会としてはあるべき理想の教育はどういうものだと、現実はどうなっているからこう変えてほしいということを行うこと自体は全然問題ない。だから、越権行為でも何でもないと私は思います。

ただ、言われたように、この問題の発端というのが未履修であるということと、更につけ加えて言えば、教育基本法が改正になったので、その後の実態としての学習指導要領をどう変えるかということが国民的な問題になっているので、二つ加えても私はいいのではないかと思います。だからその辺が前文にあるべきで、ここへ唐突に学習指導要領の改訂等に関する申入れ書で、高校への進学率が97パーセントで大学等への進学希望者が73パーセントでというようなことは大体常識的に知っていることであって、今何が大事かという、ああいう大騒ぎした未履修の問題、それから教育基本

法の改正に伴う学習指導要領の改訂という時代に、東京都の教育委員会としてはどうするかということをはっきり打ち出すということが正しいのではないかというのが僕の意見です。

そして、国語について書かれたのはいいのですが、一つこれはつまらないことですが、小学校長会と高等学校長協会は公立と書いてあって、中学だけは「公立」が入っていない。これは、校長会というもののなりわいというか、成立過程が違うということですか。

【指導部長】 失礼いたしました。これは「公立」がつかないのです。

【委員長】 正式名称はついていないのです。

【委員】 それはなぜですか。

【委員長】 彼らが名前に「公立」をつけていないのです。

【委員】 ということは、中学校は私立も入っているということですか。

【指導部長】 違います。公立の中学校の校長先生方で作っている会です。

【委員】 分かりました。こう並んだときに何か不思議だなと私は感じたということだけです。

【委員】 いろいろ意見はあると思うけれども、いずれにしても、今、文部科学省がやっている仕組み自体が実態に合っていなかったということですよ。だから、こういう情勢の変化の、特に教育基本法の問題などもこういうことで改正されているわけですから、良くなる方へ仕組みを直していかななくてはいけない。これは司法がいろんな形で現状に合っていないという今の司法の問題と同じですよ。文言はいろいろとり方があると思うけれども、東京都の教育委員会がリードしているのだからいいではないですか。ということで、なかなか官僚の方々は頭を下げません。だから時間ばかりとっても仕方がないから、申入れは申入れで、仕組みを変えることが大切だということだと思います。そういうことはまたマスコミが書いてくれるでしょうと期待しています。

【委員長】 これまでの議論を整理しておきたいと思います。この問題はその後ろに大学入試という大きな問題があるということ、東京都から発信するのであれば、もっと大きな立場から発信した方がいいということ、これについてはこれまでの議論で

合意をいただいたと思っております。ただ今の委員の御意見はよく理解できますが、未履修のことは後で述べますが、全体としては、私はこれでいいのではないかと思います。ただ、未履修の問題が起きているということは前書きのところで指摘しておいた方がいいと思います。

それから、さっき言われた文部科学省が未履修の実態を知っていたというのは、正確ではないと思います。東工大の出身で今東北大学にいる教育の専門家の荒井教授が科学研究費で委託を受けて調査した研究会がそういう発言をしたことが発端です。その発表が行われた分科会に私も出席しておりましたが、そのときに始めて、本当かなという意見が随分出ました。したがって文部科学省がこの問題について調査していなかったことは事実ですが、黙認していたというのは正確ではありません。そのことは付け加えておきたいと思います。その研究グループのメンバーの一人がこういうことが起きているということを個人的な意見として述べたのを、マスコミが非常に大きく取り上げたのが発端です。いずれにしても、全体的なトーンはこれで宜しいと思いますが、未履修の件については前書きに一言入れておいた方がいいのではないかと思います。

**【教育長】** この経過のところにも書いてありますように、12月の教育委員会のごときに早速申し入れた方がいいのではないかと、いや、いずれにしろ教育基本法は改正になるし、学習指導要領の改訂もあると、双方の御意見が出される中で学習指導要領の改訂に間に合わないようであれば困るけれども、間に合うような時期に申入れをしようではないかという御決定をいただいて我々事務局が練ってきたのですが、今お話しのように、未履修の問題からこの問題が出てきたというのは間違いのないことですので、例えばこの申入れ書の前書きのところに73パーセントが大学・短期大学への進学を希望し、このため大学入試の動向は高等学校の教育に多大な影響を及ぼしており、残念ながら未履修の問題も発生したとか、この辺を工夫させていただいて、私と委員長に御一任いただければありがたいと思います。

**【委員】** 学校というのは非常に大切な教育の現場ですよ。結局、現場主義に徹していないんですよ。だけど、現場主義が重要で、現場からいろいろな問題というのは見えてくるわけですから、それを今度ははっきりさせるという意味では、これは早

急に申し入れた方がいいと思います。

【委員長】 御承知かと思いましたが、教育基本法の関係で教育課程部会がずっと動いていませんでしたが、23日に非公開でしたが、久しぶりに再開され、いよいよ議論が始まりますので、非常によいタイミングだと思います。私は今、正委員ではありませんが、臨時委員として教育課程部会の副会長という立場にあります。できるだけ是非多くの教育委員会からメッセージをいただきたいと思っていましたので、こういう御意見は非常に有益であると思います。

【委員】 それから、公立高等学校長協会というのがあるわけですから、我々としてもこういうところとコミュニケーションを良くするような定期的な教育長との話合いや、必要に応じて教育委員会との話合いなどをした方がいいですよ。というのは、これだけのわずかな人数でやっているわけですから、我々が実態を知りたいといっても限界があります。そういう機会を設けた方が彼らも問題意識を持つでしょう。

【委員】 一つお願いがあるのです。その前に、協会長というのは、協会長としてこのようなことにかかわって一生懸命されることは結構ですけれども、協会長であっても学校長であることには間違いないことだから、自分の学校の経営をきちんとした上で協会の仕事をしてもらいたいということは、指導部長の責任できちんと示してください。また、もう一つお願いがあるのは、申入れ書の2番の(2)で総合的な学習の時間というところがあるのですが、私はこの大学入試とか高校進学という、進学率とか点数というものを前面に押し出しての教育というのは非常に反対というか、非常に嫌なんです。それで総合的な学習の時間をここに持ってきたことはいいんですけども、むしろこの総合的な学習の時間というものをもっと項目を改めて、ここだけできればもう少し大きく取り上げてもらいたいと思っています。私自身は、数値化できない科目というか、勉強があると思うのです。それは奉仕活動、「奉仕」の時間であったり、親孝行だとか先人を敬うとか、そういうような総合的な学習の時間で学んだ人間としての在り方は数値化できないのです。その数値化できない教科、授業があるわけで、それが総合的な学習の時間であり、ゆとりある教育です。私はこのゆとりある教育をどうしても入れてほしいと個人的に思うのです。どこへ行っても「ゆとり教育」という言葉になってしまって、文部科学省の方も「ゆとり教育」といって、そ

れを段々ばかしているようなところがあります。一方でゆとりある教育というものを東京都は重視して、その象徴的なものは「奉仕」という時間ですので、総合的な学習の時間であるとか奉仕活動とかそういうものを、できれば（2）でなくて、一つの項目をつくって書いていただければ有り難いと思います。これは個人的な意見ですから。

【委員長】 今の御意見の直接の答えではないのですが、御承知だと思いますが、平成17年度に行った高校の教育課程実施調査の結果が出て、これがかなり改善されて、良くなっているのです。この原因はいろいろ考えられますが、私はやはり総合的な学習の時間が効き始めているというように評価しています。前に申し上げましたけれども、小・中学校については平成6～7年、13年、15年の3回の調査では、13年に谷間になりましたが、平成15年には上がっています。ところが、面白いことに社会科だけは全然変わっていないのです。平成6～7年、13年とほとんど横ばいで、むしろ13年に少し上がって、15年に大きく上がっています。これは明らかに総合的な学習の時間の効果です。

総合的な学習の時間は一時はひどく非難されました。評判が悪い一つの理由として殊に非難された最大の原因は中学校の先生が総合的な学習の時間を好きでないことが挙げられています。中学校の先生方は御承知のとおり教科を担当しておられますから、教科横断的をやるのはどちらかというところと不得意です。小学校の先生は全体的に60パーセントくらいの方が総合的な学習の時間を評価しておられるのですが、中学校になると逆に30パーセントくらいしか評価していない。しかし、その問題は徐々に解消してきているようです。ですから今、委員がおっしゃったように、総合的な学習の時間というのは、私は非常に大事だと思いますが、順序を変えて教科の上にこれを持ってくるというのなかなか難しいところがありますので、その辺は教育長と私にお任せいただきたいと思います。未履修のことは私も委員の御意見と同じくこの前文に入れた方がいいと思います。

ただ、これは委員と意見が違いますが、未履修の問題があったからこれを出すのではないと私は考えています。今、中教審で教育課程の議論をしておりますし、また今回教育基本法も変わった。そういうこともあって東京都から大きなメッセージとし

てこれを出そうということだと考えています。そのことは確認をしておきたいのですが、いかがでしょうか。

【委員】 それは賛成ですけれど、事の発端はやっぱり未履修ですから、両方が分かるように書いていただきたい。ゆとりある教育については、いつも委員の言われていることにうなずきながら、どうもこのゆとりのある教育という言葉何かほかの言葉に変えないと、ゆとりという言葉自身がもう非常に手あかが付き過ぎたような気がするのです。心の東京革命などというのもあるので、そういう委員が考えられているようなことが表現できるような、何か新しい用語をつくることを検討してもらえませんか。私も考えてみます。

【委員長】 確かに私も委員と同じように、ゆとりある教育という考えをずっとサポートしてきております。平成8年の中教審の答申を何度読んでも、あれ以上の高邁な理想は書けないという印象を強くします。伊吹文部科学大臣はそれをきちんと理解されていて、その考え方は間違っていないとおっしゃっています。ただやり方が間違ったとは言っておられます。しかし、確かに今言われたように手あかが付いてしまっていますね。私もいろいろな場で批判に抵抗するのですが、やはり何となく虚無感にさいなまれます。何とかその精神を生かすようないい言葉を考えたいですね。

【委員】 宿題として是非お願いします。

【委員長】 分かりました。では、全体としてはお任せいただくこととし、未履修の問題は前文のところに入れるということでお認めいただきたいと思います。ありがとうございました。

## 報 告

(1) 平成20年度東京都立産業技術高等専門学校専攻科入学者選抜実施要綱について

【委員長】 それでは、報告事項へまいります。

報告事項 (1) 平成20年度東京都立産業技術高等専門学校専攻科入学者選抜実施要

綱について、学務部長、よろしくお願ひいたします。

【学務部長】 それでは、平成20年度の産業技術高等専門学校専攻科入学選抜実施要綱について御説明させていただきます。

産業技術高専でございますが、本科、専攻科とも昨年の4月に開設しておりまして、この4月に2期生が入学し、平成20年度につきましては第3期生の募集ということになります。

募集人員でございますが、32名で、対象としましては高専や短大を卒業した者又は卒業見込みの者等でございます。創造工学専攻ということでございまして、機械工学、電気電子工学、情報工学、航空宇宙工学というコースを選択できるようになってございます。

32名の募集でございますが、そのうち8割に当たります25名を推薦による選抜の対象としております。これは、昨年度から首都大学東京の産業技術大学院大学への進学を視野に入れて、9年間のものづくり教育を行うということを目指しておりますので、推薦の比率を高く設定しているということでございます。また、学力による選抜につきましても、広く門戸を開いて優秀な人材を集めていきたいと考えているところでございます。

まず推薦の日程ですが、5月ということでもかなり早目に設定してございます。他の高専の専攻科も6月ころに実施しているところから、可能な限り優秀な人材を確保したいということで5月11日実施ということにいたしました。学力による選抜は11月に実施いたしまして、この場合は大卒、既卒等の方々も受験ができるようになっております。2次募集につきましては、1次募集で欠員が生じた場合に実施するというところで、昨年度は2次募集は実施しておりません。推薦による選抜でございますが、ここにありますように推薦書、調査書、成績証明書及び面接で実施いたします。それから、学力による選抜の学力検査につきましては、英語、数学及び専門科目を2科目選択して実施するということになってございます。

ちなみに平成19年度でございますが、最終的に36人の合格を出しましたけれども、1名辞退いたしまして35名がこの4月に入学しております。

今後とも専攻科にふさわしい人材を確保していくよう努めていきたいと考えており

ます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

【委員長】 ありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見ございますか。

【委員】 平成19年度は35名入学とおっしゃいましたね。これは何名応募したうちの35名で、推薦と学力による選抜はどのようになっていますか。

【学務部長】 まず推薦25名の枠でございましたが、最終応募は17名でございました。17名については全員合格しております。そのために、残りの学力による選抜の枠が15名になりまして、15名の枠に対して20名が受検いたしました。最終的にはそのうち19名を合格にしましたが、1名が辞退し、最終的には18名の入学が決定し、推薦の17名と合わせて35名という数字でございます。

【委員長】 それでは、この件については報告として承ったことにさせていただきます。ありがとうございました。

## (2) 平成19年度東京都立高等学校入学者選抜状況について

【委員長】 引き続きまして報告事項(2)平成19年度東京都立高等学校入学者選抜状況について、説明を学務部長、よろしくお願いいたします。

【学務部長】 平成19年度の都立高等学校入学者選抜状況についてでございます。選抜がほぼ終了いたしましたので報告をさせていただきます。

まず全日制課程でございます。推薦入試でございますが、1月27日に実施いたしました。実施校でございますが、島しょの普通科6校を除く168校で実施して、募集人員が1万335人、受験者3万774人で、倍率は2.98倍でございました。なお、平成16年度から実施して4年目になります文化・スポーツ等特別推薦でございますけれども、52校164種目で601人の募集のところ1,116名の受検、こちらの倍率は1.86倍でございました。次に、1次募集、分割入試の場合は前期募集になりますが、これについては2月23日に実施をいたしまして174校、募集人員2万9,056名に対して3万8,599名が受検し、1.33倍でございます。学区を廃止した平成15年以降、1.3倍台で推移してご

ございます。なお、入学手続の辞退者でございますが、361名ということで、合格者に対する割合が1.2パーセントです。これも平成15年度の学区の撤廃以来、1.2から1.3パーセントで推移しております。それ以前は2パーセント、多いときは4パーセントという時代もあったという状況でございます。

次に2次募集並びに分割後期募集、3次募集も含めた数でございますが、39校で実施いたしまして、1,103名の募集人員に対して1,621名が受検し、1.47倍ございました。ちなみに分割後期として分割入試を実施した学校が21校、753名でございます。

以上が全日制の実施状況でございます。

次に、今年度開校した学校等の実施状況についてでございます。

全日制では5校が開校しておりますが、特に八王子桑志高校と橘高校、いわゆる産業科の学校が2校開校しております。八王子桑志高校につきましては1.76倍ということで、専門高校では国際高校と駒場高校体育科に次ぐ高倍率になってございます。

次に、定時制の方でございますけれども、荻窪高校、稔ヶ丘高校、八王子拓真高校が開校しております。稔ヶ丘高校はチャレンジスクールでございますが、分割前期が1.87倍となっており、チャレンジスクール全体でも前期は2倍前後になってきております。

入学手続等の状況でございますけれども、平成19年度につきましては、募集人員4万182人に対しまして手続人員が4万599人ということで、充足率が101パーセントとなっております。過去、入学手続辞退者が多数出ている時期にはかなり多目に合格者を出していて、結果として充足率が高くなる傾向もありましたが、最近辞退者が少ないということで、各学校とも募集人員に近い合格者数に抑えておりますので、充足率も毎年度下がってきている状況となっております。

簡単でございますが、入学者選抜状況の説明は以上でございます。

**【委員長】** ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見ございますか。

**【委員】** 私は志村高校と北野高校の開校式に行き、そして橘高校の開校式にも行ったのですが、この橘高校の開校式を見て非常に素晴らしいアイデアを持って進められているという印象を持ちました。しかし、八王子桑志高校に比べるとものすごく倍

率が低いです。八王子桑志高校がなぜこんなに倍率が高いのか、学校のプログラムなどで特色があるのか、もしできればそのパンフレットを後で参考にいただきたい。どちらも全国で初めてということで、日本経済新聞で大きくこれを取り上げてくれています。ということは、産業界も非常にこの行方を見守っている、しかも東京ガスなどは橘高校に土曜日に指導に行ってくれるといった環境にあるだけに少し様子を知っておきたいという意味で、この八王子桑志高校のことについて分かる範囲で教えていただきたいと思います。

【学務部長】 八王子桑志高校でございますけれども、分野別の募集になっておりまして、デザイン、マシクラフト、システム情報、技術情報と4系列になっております。特にシステム情報が2.17倍と非常に高い倍率をとっております。母体になっております第二商業高校の情報科も人気が高かったということがございまして、そこを引き継いでいるものと考えられます。また、校長も含めて募集対策に力を入れ、美術大学とも連携して、かなりデザインとしても見栄えのするパンフレットをつくるなどしておりますので、その点も効果があったかと思っております。

橘高校につきましては、地域に密着し、パートナーシップという形で墨田区とも連携をかなりとっております。またキャリア教育の重視ということで、地元密着型のキャリア教育を中心としたしっかりとした教育を行っていくというコンセプトが非常にはっきりしている学校だと私は思っております。そういう意味で、倍率はこの程度でもいいのではないかと考えています。同じ産業高校でも、地域性とか学校のコンセプトが違うということで、それが具体的に倍率に表れているのではないかと考えております。

【委員長】 八王子桑志高校のデザイン科は何倍でしたか。分からなければ結構ですが。

【委員】 できるだけ、同じ産業科というと同じようなイメージを持ってしまいうので、その中でどういう違いがあるかということが、例えば新聞が記事を書いてくれるときでも分かりやすく、都民がこういうことをやっている学校もあれば、こういうことをやっている高校もあるんだということが分かるような発表の仕方を考えていただければいいと思います。

【所管課長】 デザイン科は1.66倍でございます。

【委員長】 そうですか、分かりました。かなり高いですね。ありがとうございました。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、この件については報告として承ったということにさせていただきます。

### (3) 平成18年度条件付採用教員の任用について

【委員長】 それでは、報告事項(3)平成18年度条件付採用教員の任用について、人事部長、説明をお願いいたします。

【人事部長】 平成18年度の条件付採用教員の正式任用についての結果がまとまりましたので、御報告いたします。

教員については1年間条件付採用期間がございまして、その1年間の評価を経て、正式に任用するかどうかということを経験する仕組みになってございます。

資料の1の判定のプロセスを御覧いただきたいと思います。特別評価について校長が一次評価を、それから教育委員会の方で最終評価を行います。その特別評価を実施した後、正式採用の可否について、校長及び区市町村教育委員会が判定いたしまして、正式採用が「否」という判定をされた教員については、教育庁の教職員懲戒分限審査委員会において審議をして不採用の決定を行うというプロセスになってございます。

平成18年度の4月1日付けの新規採用の教員の判定の結果について、2を御覧いただきたいと思います。総数で2,074名で、年度内退職者35名、これは年度の途中で、1年間の評価ではなくて、様々な事情で年度内に退職した教員が35名おりました。したがって、この35名を除いた2,039名について正式採用「可」か「不可」かということの判定がなされております。結果、正式採用「可」の者が2,030名、「不可」の者が9名でございました。9名についてはすべて小学校の教員でございます。なお、年度内退職者数の35名のうち29名が小学校の教員でございます。これはやはり小学校の教員は担任を持ちますので、そのことが大きな理由だと考えております。この9名については、既に不採用の決定以前に退職願が出されておりましたので、普通退職の扱いで退職をいたしてございます。

裏面を御覧いただきますと、過去5年間の推移を表にしております。正式採用不可の者は大体10名前後で推移しております。不可のうち不採用者、平成18年度は全部普通退職いたしました。1名から3名、過去においては不採用者が出ております。

説明は以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見ございますか。

よろしゅうございますか。――〈異議なし〉――それではこの件につきましては報告として承ったことにさせていただきます。

(4) 平成20年度使用都立高等学校用(都立特別支援学校の高等部を含む。)

教科書の採択について

【委員長】 引き続きまして報告事項(4)平成20年度使用都立高等学校用(都立特別支援学校の高等部を含む。)教科書の採択について、説明を指導部長、よろしくお願いいたします。

【指導部長】 それでは、平成20年度に都立高等学校、都立特別支援学校の高等部で使用いたします教科書の採択につきまして御説明をさせていただきます。

平成20年度に都立高校、それから都立特別支援学校の高等部で使用します教科書の採択につきましては、平成14年度に決定いたしました方針に基づいて引き続き準備を進めてまいります。報告資料(4)を御覧いただきたいと思います。内容は、そこでございますように、教科書採択に当たっての留意事項について、教科書の調査研究について、教科書の採択について、教科書の選定についてということですが、先ほど申し上げましたように、平成14年度に決定いたしました方針に基づいて定めたものでございます。

2の教科書の調査研究についてでございますが、今回調査研究の対象となる教科書は、今年新たに検定を経ました、主として高校2年生用の教科書222点でございます。これらの教科書につきまして、これまでと同様、学習指導要領の各教科の目標等を踏まえまして、各教科書の特徴が明瞭に分かるよう、内容、そして構成・分量、表記・

表現及び使用上の便宜について調査研究をしてみたいと思います。

4を御覧ください。教科書の選定についての部分でございますが、都立高等学校等の校長に対しまして、その校長の責任と権限の下に教科書の選定を進めていくということを改めて周知徹底を図ってまいりたいと思います。学習指導要領の各教科の目標等を踏まえて、各学校の教科書選定委員会で調査研究を行いまして、生徒の実態等を踏まえて最も適切な教科書を選定するよう指導を行ってまいります。

今後の予定でございますが、本日御報告いたしました方針を各都立高等学校等の校長に速やかに通知いたしますとともに、教科書採択、選定事務について、校長、副校長等への説明を行ってまいります。

また、教科書の調査研究結果につきましては、教育委員会に報告をさせていただきます。そして各学校へ調査研究資料として配布をする予定でございます。そして各学校における教科書の選定結果を受けまして、審査を行いました上で採択議案として教育委員会に上程をさせていただくという形で進めてまいりたいと思います。

簡単でございますが、説明は以上でございます。

**【委員長】** ありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見ございますか。よろしゅうございますか。――〈異議なし〉――それでは、この件につきましては報告として承ったということにさせていただきます。

#### (5) 部活動振興基本計画について

**【委員長】** 報告事項(5)部活動振興基本計画について、同じく指導部長、よろしくお願いたします。

**【指導部長】** 委員のお手元に「部活動振興基本計画」という冊子をお配りしておりますが、この説明をさせていただくに際しまして報告資料(5)、それからその後ろにA3判の資料がついておりますので、これに基づいて説明をさせていただきたいと思っております。

平成17年10月の教育委員会で「部活動基本問題検討委員会報告書」について報告さ

せていただきまして、部活動を振興していくための基本的な問題を整理して14の方向性をお示しさせていただいたところでございます。その折、課題の一つとなっております部活動振興のための個別具体的な課題につきましては、引き続き検討する必要があるということで、昨年8月に課外活動振興協議会を設置いたしまして、平成18年度は運動部活動について検討いたしまして、このたび運動部活動振興に関して個別具体的な問題解決の方途や振興の方向性について基本計画をまとめたものでございます。この振興基本計画は、10年後を見据えた部活動振興の基本となる方向性について20項目に整理して提言という形でお示したものでございます。

1枚めくっていただきますと、具体的振興策として具体的にこの課外活動振興協議会で協議して検討した結果をまとめたものを示してございます。

まず、(1) 新たな課外活動モデルの開発という部分で主なところを説明させていただきたいと思います。まず、提言1の部分ですが、検討事項「運動好きな児童を育てるための運動部活動の普及について」ということで、これは小学校における運動好きな児童を育てるための部活動の普及ということでございますが、校庭の芝生化を契機とした小学校での総合運動部活動等の展開ということを提言しております。総合運動部活動というのは一つの運動だけではなくて、幾つかの運動を季節等によって複数展開をして、子供たちに様々なスポーツを経験させたり、気軽に楽しめる運動部活動を今後展開していこうというものでございます。

続きまして、(2) 部活動関係連盟への支援のところを例を一つだけ説明させていただきたいと思います。一番上でございますスポーツ競技大会の在り方について検討いたしまして、提言として、「すべての児童・生徒が経験できるスポーツ競技大会の工夫」という形でお示しているところでございます。具体的には、部活動のメンバーの中である特定の子供だけではなくて、その部活動の部員全員が参加できる大会の工夫を学校体育連盟の検討課題の一つとしているところでございます。

次に(3) 運動部活動を支える人材の育成におきましては、検討事項として、「教員採用選考の工夫と現職教員の得意分野の情報集積について」ということで検討いたしました。ここでは、「教員採用選考の工夫と教員の得意分野に関するデータの蓄積」という提言をしているところでございます。具体的には、大学からの推薦による

教員採用選考や教員の得意分野の情報を集積いたしまして、教員異動に活用していくこととしているところでございます。

最後に（４）特色ある学校体育施設等の在り方についてでございますが、これも一番上に、「学校の特色づくりと体育施設について」ということで検討事項をお示ししておりますけれども、これについて検討いたしまして、長期的・広域的視点に立った学校体育施設の整備を提言したところでございます。

今後、この提言に基づきまして教育庁の各担当部署は元より、学校、区市町村の教育委員会、関係する学校体育連盟や関係機関と連携を図りながら、この提言の実現に向け、それぞれの事業や取組に反映させていくことになっております。

なお、平成18年度は運動部活動の振興ということで提言をまとめたところでございますが、今年度につきましては文化部活動の振興についてということで、引き続きこの課外活動振興協議会で振興計画を取りまとめていく予定でございます。

説明は以上でございます。

**【委員長】** ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見ございますか。

**【委員】** 基本的には問題ないです。私はいつも不思議に思うのは、小学校とか中学校の校庭の土日の利用をしていませんよね。それはリスクがあるということもあるのだろうし、それから何か事故が起こったらすぐ校長の責任だと言われてしまうこともあるのですが、何かあの施設をもっと利用する方策というのはないものでしょうか。

**【指導部長】** 部活動では土日に活動する例が多いと思います。

**【委員】** 部活動以外にもっと、親子が一緒に、まだ小学校へ上がる前の子供が来たっていい、つまり半分公園化してもいいのではないかと思います。というのは、都では公園も少ないですよ。だから、学校の範囲内ですべて区切ってこういう振興策をやるのもいいけれども、地域全体の振興策として、親も入り、その孫子も入るような、そういうような雰囲気にしていく。そのためには、学校で何か問題が起こったら校長先生の責任だというのではなくて、土日に起こったことは、そこにいた人の責任だとしていかなければならない。しかし、校舎へ入られると困るというのであれば、

そこをどう遮断するかを考え、基本的には地域の中心が小学校あるいは中学校だという意識で、それをみんなが利用できるような形にしていく。その一つとして課外活動がそこでも利用できる。まして校庭を芝生化すれば、子供が遊びに行くのに絶好の場所になるわけです。だから何かそういう考え方はできないものでしょうか。

【指導部長】 小学校、中学校につきましては、それぞれの区や市あるいは町で生涯学習とのかかわりの中でそういう実践もされているようなところがございますので、今、委員がお話しいただいたような趣旨も含めまして、それぞれかかわりのあるところには働きかけてまいりたいと思っております。

【生涯学習部長】 学校の施設開放は生涯学習部が所管しております。全般には、学校教育に支障のない範囲でかなり開放が進んでおります。都立高校も部活動に支障のない範囲で開放はしていますが、やはり一番進んでいるのが地域の小学校、その次が中学校です。基本的な考え方として、不特定多数ではなく、あらかじめ登録された団体の方が夜間や休日に学校の体育館、校庭、あるいは教室を使って活動するという仕組みです。ただし、まだいろいろ安全管理をはじめ課題もあり、一定程度対策も講じられておりますが、やはり地域差や学校差がございます。必要があればまた別の機会に実態の御報告をさせていただければと思います。

【委員】 是非お願いします。

【委員長】 全体としてかなり進んでいるということは承知していますが、どこか特定の地方自治体で特に進んでいるというところがあったら、良い事例として是非調べていただきたいと思っております。私はずっとこういうことにかかわっていらしたので関心を持っているのですが、最近あまりデータを見ていないので、是非お願いをしたいと思います。

【委員】 実際、今言われたのはそうかもしれないけれど、日曜日などに散歩しているとちゃんと扉が閉まっていて、中にだれもいないです。それから例のサッカー協会の会長が鹿島地域の学校等を芝生化した。そのために非常にサッカーにも熱心になり、みんながそこへ入ってくるようになったというような話を昔本人から聞いたことがあります。だから、何かその辺も、進んでいます程度の話じゃなくて、もっと積極的に推進するとか、そのためにはどういう問題があるのかとか、そうした点を一つ御

検討ください。

【委員】 指定校的なものをつくってみて、そこで成功すると、だれもが手を挙げるようになる。実際にNPOなんかでもいいところがあるから、そういうものをやはり一度考えたらいいですよね。ただし責任のことはこういうことですよということも、一つのマニュアルを作ってやらせると、今度はいろんな学校が手を挙げてくる。だから、それが一番いいかもしれないですね。

【教育長】 先週から三宅、八丈、青ヶ島へ行ってきました。あそこは小学校といわず中学校の校庭が地域の人たちの遊び場というのか、おじいさんもいるし、就学前の子供も遊んでいるという状況です。都心の場合は学校を全部柵で囲っていますが、島では柵なんか設けたら地域住民から不満の声が上がりますから、地域性が非常に強いということだと思います。実態はまた調査します。

【委員長】 なかなか都心の場合は難しいと思います。私も東工大のときに、オープンキャンパスということで、大学を開放したことがありましたが、いろいろな人に入り込まれてトラブル続出になり、結局やめてしまいました。そういった問題がありますので非常に難しいと思います。やれるところからやっていただきたいと思います。

【教育長】 委員がおっしゃられるように、すべてが校長の責任だという体制がおかしいのです。

【委員】 そうです。それをまず変えなくてはいけない。だから、それはそれでもう変えて、東京都の会館などの利用と同じようなつもりでやるとか、あるいは公園でみんなが遊ぶのと同じような雰囲気に変えていくことが必要です。

【委員長】 委員が先ほどおっしゃったように法律の体制を変えて、NPOが主導権を取れるような、そういうシステムにしないとだめですね。

ありがとうございました。それでは、この件につきましては報告として承ったことにさせていただきます。

## 参 考 日 程

(1) 定例教育委員会の開催

4月26日(木) 午前10時00分	教育委員会室
5月10日(木) 午前10時00分	教育委員会室
5月24日(木) 午前10時00分	教育委員会室

(2) 教育施策連絡会

4月12日(木) 午後 2時00分	東京都教職員研修センター
4月17日(火) 午後 1時45分	中野サンプラザ

(3) 1都9県教育委員会全委員協議会

5月16日(水)、17日(木)	埼玉県さいたま市
-----------------	----------

【委員長】 次に今後の日程について政策担当課長から御説明をお願いいたします。

【政策担当課長】 それでは、今後の日程について御案内申し上げます。

定例の教育委員会でございますが、今回は4月26日木曜日でございます。次々回につきましては、5月10日木曜日を現在のところ予定しております。いずれも場所はこの教育委員会室で、開始時刻については午前10時を予定しております。

次に、教育施策連絡会につきましては、本日の午後と4月17日火曜日をお願いいたします。また、5月16、17日には、埼玉県さいたま市におきまして1都9県教育委員会全委員協議会が開催される予定でございますので、よろしくをお願いいたします。

日程については以上でございます。

【委員長】 日程についてはよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——以上で本日の教育委員会を終了いたします。

(午前11時44分)